

□福島市から転出される場合

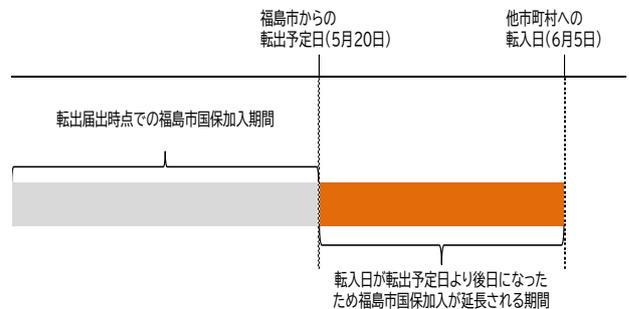
・転出予定日に関わらず、他市町村(特別区を含む)への転入日(転入届により届け出た転入した日)以降は、福島市国民健康保険は使用できません。

※引越が遅くなったなどのご事情により、転入日が転出予定日より後の日付になる場合は、転入日の前日まで福島市の国民健康保険に加入していることとなります。

(転入日が転出予定日より後の日付となる例)

- ①福島市に届け出た転出届 転出予定日:5月20日
- ②新しい市町村へ届け出た転入届 転入日:6月5日

この場合、福島市の国保は6月4日まで使用でき、
国保税は5月分まで課税されます。



□新しい健康保険の加入日以降は、福島市の国民健康保険は使用できません。

・国保喪失後に使用すると、後日福島市へ医療費の返還が必要になる場合があります。

・既に福島市の国民健康保険を使用してしまった場合は、受診された医療機関へ健康保険が変更になったことを速やかに申し出て、「資格確認書」または「マイナ保険証」を医療機関に提示してください。

□医療費にかかる補助を受けている方

加入している保険が変わりますので、各担当窓口にお申し出ください。

子ども医療費助成	共生社会推進課 医療助成係 (024-525-3747)	福島市役所2階
ひとり親家庭医療費助成		
重度心身障がい者医療費助成		
小児慢性特定疾病医療費助成	こども家庭課 母子保健係 (024-525-7671)	福島市役所3階
福島県肝炎治療に対する医療費助成	保健予防課 感染症対策係 (024-572-3152)	保健福祉センター内 (福島市森合町10番1号)
結核医療費公費負担制度		
指定難病医療費助成	感染症・疾病対策課 難病支援係 (直通:024-573-4384)	福島市役所1階
自立支援医療制度	障がい福祉課 障がい給付係 (024-525-3796)	

□お問い合わせ先

国保に関する情報を HP にて公開しております。

詳しくは QR よりご確認ください。

- ①国保税について
- ②よくある質問



(課税内容・軽減)	国保年金課	国保資格係	024-525-3735
(納付・納税相談)	納税課	納税第一係	024-573-4071
		納税第二係	024-573-4072
		納税第三係	024-573-4073
		滞納整理推進室	024-573-4074

